

## 平成 24 年度 第 3 回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

### 1 開催日時

平成 24 年 7 月 3 日（火） 9：30～11：30

### 2 開催場所

札幌市役所 18 階 第四常任委員会会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

蟹江委員長、岡田委員、小山委員、山下委員、山本委員

#### (2) 札幌市職員

財政局管財部長、財政局工事管理室長、財政局契約管理課長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、財政局建築設備検査担当課長、交通局総務課長、水道局総務課長、病院局経営企画課長 他 9 名

### 4 次第

#### (1) 開会

#### (2) 委員長あいさつ

#### (3) 政府調達に関する苦情に係る審議

#### (4) その他

#### (5) 閉会

### 5 審議概要

#### 政府調達に関する苦情に係る審議要旨

#### (1) 今回の苦情に関する審議の争点に関して

##### ●審議のポイントを絞ると

- ・仕様書そのものの妥当性。協定第 12 条第 2 項（g）で、仕様書に「完全な説明」を求めていること。
  - ・仕様書が不適切だとすると、それが協定違反であると判断できるかどうか。
  - ・協定違反の有無の結果を受けて、是正が必要かどうか。必要であれば、どういう是正をすべきか。
- の 3 点と考える。

#### (2) 仕様書に「導通チェック」と表現したことに関して

- 調達側は、「導通チェック」の意味の明確な認識が余りなく、調達意図を「導通チェック」と表現してしまった可能性があり、その意図が適切に表現されていなかったようだ。

●「導通チェック」の定義がない中、「導通チェック」と表現したことが、今回の混乱を招いた根本的な原因だと考える。

●ただし、AEDにおける「導通チェック」は専門的な知識であり、その定義が明確に確立されたものがない中では、逆に、応札側から、その意図を確認することもできたのではないかと。

●調達側の意図が、仕様書に適切に反映されていなかったのではないかとという点では、委員方々の見解が一致するところと思われる。

### (3) 協定第12条第2項(g)(仕様書の完全な説明)の違反の有無に関して

●「完全な説明」という解釈では、「完全」ということで、非常に細かいところまで仕様書に記載することを要求しているものではなく、応札に必要な条件が分かる程度に記載されていれば良いものと、限定して考えるべきだと思う。

要するに、応札の可能性がある企業が、自社が応札条件に該当するかどうかを判断できる内容であれば良いということ。

●応札した2社は、この技術仕様で理解できたという現実がある。

●理解できるに十分な条件は記載されていたと思う。ただ、応札側が専門的な知見を有する企業ということでは、少なくとも確認する機会があったと思う。その程度の動機を与えられる程度の記載はあったと認識はできるのではないかと。

●仕様書の不完全により、参加できるはずができなかったという場合や、A若しくはBという商品があり、仕様書の不完全により、Bでも良かったはずがAしか出せなかったという場合において、異議が申し立てられた場合には、おそらく当該規定が問題となる。

しかしながら、今回の場合、ここが落札するのがおかしいとの申出であり、どちらも参加者同士ということ踏まえると、仕様書が完全かどうかの問題はあるかもしれないが、論点ではないように思う。

●「完全な説明」で考えなければならないのは、「導通チェック」の広義の捉え方では、フクダ電子北海道販売㈱の意見書にある、「かかる仕様を満たすAEDをフィリップス社以外のメーカーから安い価格で入手する可能性もあった」という点である。ここの議論は必要である。

●「導通チェック」を狭く解釈した会社が、仕様条件に合致しないとして、参加を断念した可能性は確かにあり、それを踏まえると、瑕疵は軽いものではないと考える。

●しかしながら、前回の委員会の資料で、その他の仕様条件（切り換えスイッチ等により1種類のパッドで、大人や小児・未就学児に使用できるもの）から、フィリップス社と日本光電工業の2社に絞られる観点から、本来参加できたのに参加できなかったということについては、否定されると思う。

●「完全な説明」とは、言葉どおり完全無欠な説明という意味ではなく、もう少し幅広い解釈があり、応札側と調達側で齟齬のない内容になっていれば、概ね完全な説明

と考えて良いのではないか。そう踏まえると、協定違反が明確にあったとは言えないと考える。

#### (4) まとめ

- 「導通チェック」という技術的な定義では、苦情申立人が主張するように、落札業者が供給予定のAEDについて、パッドの部分も含めた「導通チェック」には当てはまらないという点では、そのとおりだと思うが、調達側の意図が、そもそも仕様書にうまく表現されていなかったことが、今回の問題である。
- しかし、結果は、調達側が意図したものが概ね供給されたことは、考慮すべきである。
- 国際貿易に対する不必要な障害を与えているかについても、そこまではもたらししていないと考える。
- 仕様書の解釈の違いで、苦情申立人が、入札の際に違うものを持ちこめたとの記述があるが、日本国内における販売品を踏まえると、フィリップス社製を外した場合、日本光電工業製しか残らなくなってしまうことから、別の機種への変更は技術的にできなかつたのではないか。
- 以上を総じると次のようになる。
  - ・仕様書に問題がないとはとても言えないが、それが、協定第12条第2項(g)に明確に反しているという結論までには至らない。
  - ・協定第6条第1項が禁止する「国際貿易に対する不必要な障害」には該当しない。
- ただし、仕様書の記述について、明確に判断できない不明瞭な部分があったことは、否めない。したがって、関係調達機関に対して、今後、関係者に協定違反の疑念を生じさせるような仕様書は作らず、公正・透明な入札を実施することを強く求めるため、報告書に盛り込みたいと考える。
- 他方、業界の方であっても、今後も解釈の違いで問題になる可能性があるのであれば、調達側或いは一般の方でも、製品性能の違いが分かるような説明を努力する必要があると思われる。そのため、報告書の作成にあたっては、そういったことを、盛り込むかどうかも含めて考えたい。